農産物検査規格検討会(第4回)概要

1 開催日

令和2年3月2日(月)

2 開催方法

書面による開催

各委員へ事前(2月27日)に資料を送付し、議事次第(1)~(3)の 検討事項について書面で回答や意見を求めたもの。

3 委員(50音順、敬称略)

梅本典夫、江渡浩、大坪研一(座長)、荻島雅洋、金子真人、栗原竜也、郡司和久、齋藤一志、髙木賢、夏目智子、橫田修一 計11名

- 4 検討事項 (議事次第 (1) ~ (3))
 - ①推奨フレコンについて
 - ②胴割粒・着色粒に関する調査について
 - ③産地品種銘柄について
- 5 検討結果
- (1) 推奨フレコンについて

資料1の8ページに記載の推奨フレコン(案)及び農産物検査における取り扱い(案)、資料1の9ページ及び10ページに記載の告示改正案の賛否及び意見を聴いたところ、全ての委員より妥当との回答が寄せられた。

なお、留意点として以下の意見があった。

- フレコンの物流合理化の観点から、フレコンを農産物規格規程に包装と 位置付け、推奨フレコンの規格を軸に収れんさせることに異存はなく、流 通の混乱を招かないようその他フレコンも当面認めることは、止むを得な いと考えます。
 - 一方、登録検査機関の立場としては、フレコンが包装として規格化されることにより、新たに農産物検査員の検査証明事項となることから、的確な検査証明に資するよう、検査現場でフレコンの形状等が規格に合致していることの確認を容易にするなどの負担軽減措置が必要と考えます。

さらに、当面は推奨フレコンとその他フレコンが併存されることになりますが、ある程度推奨フレコンに収れんされた際には、検査規格の本来の姿である他の包装と同様充填質量の1080kgを「量目」と位置付けて、全て

のフレコンの重量を測定しなければならない現状から、抽出により検査証 明が可能となるよう要望します。

○ 流通に変化をもたらすことのないような緩やかな改正ですが、フレコン 詰め米穀を検査する登録検査機関にとっては新たな検査項目の追加であり、一定の手数と責任が増加することになります。

フレコンの検査方法の明確化、証明様式の変更に伴うシステム変更等に 対する柔軟な対応等、現場負担の増加に配慮した運用が望まれます。

○ 物流の実態から、フレコン規格を収れんする方向については理解できますが、一方で現在流通しているフレコンの規格・量目は様々な種類があり、 農産物規格にフレコン規格を設定する際には、現行のフレコンが流通可能 となるよう、緩やかな整理にすべきと考えます。

数年使用するリターナブルフレコンの切り替えには相当の時間がかかる ため、取り扱い(案)3の使用可能とする当面の間については、現場の実 態に即して考えていただきたい。

フレコンは現在バラ流通の運搬具となっています。今後、包装として規 定することになれば、検査証明の等級や認印等の押印や、品質確認のため 詰め替えを行う際に生じる検査の失効に関して、紙袋と異なる整理が必要 と考えます。

- 〇 原料保管倉庫においても、フレコンの規格統一により保管スペースの有効活用、安全面(積み上げ)の向上が期待できます。また、推奨フレコンで規格が統一になることで空フレコンの回収頻度が向上すれば保管スペースの衛生管理向上に寄与できます。是非とも推奨フレコンの普及を進めていただきたいと考えております。
- 複数回使用するものも対象とすることに異存はないが製品にバラツキが 生じる恐れはないでしょうか。

何らかの手当(基準相当のもの)をしてはどうでしょうか。

「当面の間」という猶予期間の表現はわかりにくいです。

5年程度を検討しているのであれば明記、あるいはガイドラインのような ものに表記した方がよいと考えます。

○ 多様なフレコンが利用されている現状から急に変えることは現場の混乱を招くため、前提としては今使っているものを制限しないということですので、方向は良いと思うので、「推奨フレコン」案が「これ以外でも使える」ということを丁寧に説明することが必要と思います。

同時に、将来的に「推奨フレコン」に収れんさせていくことが望ましいので、例えば備蓄米は段階的に推奨フレコンのみにするなど、収れんさせていくための指導や協力要請は必要と思います。

(2) 胴割粒・着色粒に関する調査について

資料2の2ページに記載の調査案、資料2の3ページから11ページまでの 調査票の賛否及び意見を聴いたところ、全ての委員より妥当との回答が寄せ られた。

なお、留意点として以下の意見があった。

- 生産・流通・消費の各段階の実態をよく把握していただいて、規格見直 しの議論に反映させていただきたいと考えます。
- 〇 消費者への調査に当たっては、消費者団体会員等意識の高い消費者も重要ですが、ごく一般的な消費者も対象とできるような工夫が望まれます。
- 生産現場の努力、高齢化・大規模化等の実態をふまえ、どういった規格 が適正か検討できるよう調査をすすめていただきたい。

調査対象に関してですが、生産サイドにおける色彩選別機の稼働期間は、カントリーエレベーターは半年程度ですが、収穫後速やかに玄米にする生産者やライスセンターは出来秋に限られます。生産から流通各段階の設備使用状況に即して検討できるよう、調査対象を選定していただきたい。

○ 着色粒そのものについて、知識不足から1粒でもクレームにつながっている事例が多く見られるます。そのため、消費者への啓蒙活動が進めば、解決する問題は多いと考えています。

実測値では、年産産地品種で胴割粒と精米砕粒の関係が変化するため(胴割粒すべてが砕粒になるわけではない)、アンケートの回答にはある程度のバラツキが生じるものと推測いたします。

○ 調査項目はやや長いとは思うものの、必要な情報を聞き出すことができなければ意味がないので、これで良いと思います。あとは、回収率を高めてそれぞれの意見が広く集められるようにお願いします。

(3) 産地品種銘柄について

第1回農産物検査規格検討会で意見があった産地品種銘柄について、次回 以降も検討するため、資料3に示した現行制度について伺ったところ、以下 の意見があった。

○ 現在の米の産地品種銘柄を必須銘柄と選択銘柄とに区分する仕組みについては、関係者の銘柄設定に対する要件緩和の要望と銘柄数の増加に対する検査現場での農産物検査員の負担軽減の観点から設けられたものと承知しています。

米の産地品種銘柄は、等級などの品位規格とともに、米の品質を評価する上で重要なファクターでありますので、現状を十分把握の上見直しの必

要性などについて議論いただきたいと考えます。

○ 新規育成品種の普及のための銘柄化の必要性は理解できるものの、無制限に銘柄が増加し、既に現場の検査員が責任をもって鑑定できる範囲を 超えている感があります。

実際には、目視鑑定だけでなく、様々なデータ等も活用して適正な検査が行われているものと思いますが、検査員の負担は大きく、消費者等から見た信頼感という点でも、限界があるように思います。

新規銘柄の設定に当たっては、地域で作付けの減少している銘柄の廃止を行う等、銘柄数の増加に歯止めをかける仕組みが必要ではないでしょうか。

○ 農産物検査の銘柄確認の手法は、効率的かつ確度が高い方法であること から、円滑な流通を図り、精米等の表示の信頼性を確保する観点から、現 在の制度を継続すべきと考えます。

ただ、制度の運用面をみると、毎年水稲うるちの品種銘柄が増加しており、コシヒカリの特徴を持つなど、特徴が似ている銘柄が多くなっているため、このまま増加していくと銘柄確認が難しくなる可能性があります。

今後も農産物検査において的確な銘柄確認ができるよう、品種銘柄数などの状況を検証し、適切に銘柄設定を行っていただきたい。

必須銘柄は、産地における奨励品種決定に係る現地確認などをふまえており、品種の標準的な特徴だけでなく、天候や栽培条件に起因する品質の 差異についても把握しています。

一方、選択銘柄については、2年程度登録検査機関の地域で生産して品種の特徴を確認しますが、必須銘柄と比較すると品種固有の特徴をしっかり確認できていないことがあります。

精米等の表示に対応するため、銘柄の設定が必要なケースがあることは 承知していますが、的確な銘柄確認を行う観点から、品種銘柄を設定する 際の要件について議論していただきたい。

なお、品種を判別する方法としてDNA鑑定がありますが、コストと時間がかかるため生産・流通の負担が大きい、また、農産物検査の標準抽出法のようにサンプリングに関する規定がなく信頼性に問題があるなど、まだまだ課題が多いと考えています。

公 銘柄自体(新品種も)が多すぎるように感じます。ある程度の統廃合が 必要ではないかと考えます。

精米工場での少量多品種加工でコストアップに繋がり消費向上へはマイナスに繋がると考えます。

○ 第1回検討会でも発言したように、産地品種銘柄について、新品種が出

ることもあり検査現場では数多くの品種を見分けるために大変苦労しております。

現場からは、産地品種銘柄が隣県同士でも異なり、同じ品種を栽培しても「その他銘柄」になる場合もあり、契約販売先へ品種を示すことが出来ないため、登録拡大を求める声もありますが、銘柄の申請には2年以上の栽培が求められるなどの課題もあります。

産地銘柄でない品種でも、書類提出等の目視に変わる方法を工夫して鑑 定が出来ないか。

銘柄設定の期間短縮が出来ないか検討すべきだが、一方では、銘柄が際限なく増えることも避けるべき。

検討会ではこのような議論をして規格に反映させていくのが良いのでは ないでしょうか。

○ 議論はこれからですが、原則として都道府県の奨励品種であることが設 定の要件となっており、少量の産地品種銘柄になりにくい状況を変えるこ とが必要であると考えます。

消費者は少量でも美味しい米を希望する者も多く、今後の議論を期待します。

○ 産地品種銘柄について、私は基本的に農業者が地域の違いや経営・販売 戦略で様々な品種を生産することができる方向が望ましいと考えていま す。現状の制度でも、新しい品種を登録したり、使われていない品種の除 外などは、手続きの煩雑さはあるものの、可能ではありますので、特別問 題意識を持っていません。登録に時間がかかりすぎるという意見もあるよ うですが、むやみに産地品種銘柄が増えすぎるのもよくないので、現状の 制度程度に特に問題を感じません。

(4) その他 (議事次第 (4))

平成31年3月に農産物規格・検査に関する懇談会でとりまとめた中間論点 整理を踏まえた各種制度に関する検討状況について、参考資料として委員に 送付した。